

## 第5章 放送及び有線放送

### 第1節 概 況

#### 1 放 送

我が国の放送はNHKと民間放送とによって行われており、放送の種類としては、中波放送、短波放送、超短波放送（FM放送）及びテレビジョン放送がある。

国内放送については、53年度末現在、放送事業者数は、NHKのほか民間放送が109社あり、これらの放送事業者が開設する放送局数は1万195局となっている。放送局数の内訳は、中波放送局493局、短波放送局3局、超短波放送局481局、テレビジョン放送局9,218局である。また、民間放送109社の内訳は、ラジオ・テレビ兼営社36社、テレビ単営社56社、ラジオ単営社17社である。

一方、国際放送は、NHKがニュース、国情紹介等を短波帯の周波数を使用して、21の言語で1日延べ37時間にわたり、18の特定の区域向けの地域向け放送（リージョナル・サービス）及び全世界向けの一般向け放送（ジェネラル・サービス）を実施している。

#### 2 有線放送

有線放送は、有線テレビジョン放送と有線ラジオ放送に大別される。

有線テレビジョン放送（CATV）は、主として辺地におけるテレビジョン放送の共同受信施設として普及してきたが、最近では、都市において急増している高層建築物等に起因するテレビジョン放送受信障害の最も有効な解消手段として広く利用されているほか、施設の伝送容量が大きく多目的利用の可能性を有することから、単にテレビジョン放送の同時再送信のみならず、

地域社会に密着した情報等を提供する自主放送を行うものも徐々に増加しつつある。

53年度末現在における届出済みの有線テレビジョン放送施設の総数は2万2,369施設(対前年度比14.6%増)、受信契約者の総数は231万4,426(対前年度比18.6%増)である。

有線ラジオ放送は、当初ラジオ放送を共同で聴取するものから始まったが、その後、農山漁村において地域情報を伝達するためのもの、都市において飲食店等に音楽を放送するためのもの、街頭において広告宣伝を行うためのものなどが次第に発達してきた。

53年度末現在における有線ラジオ放送施設の数は8,115施設であるが、このうち914施設(11.3%)は、電話の普及が遅れている農山漁村において有線ラジオ放送業務に電話業務を併せ行う有線放送電話業務用の施設である。

## 第2節 放 送

### 1 放送網の形成

#### (1) 放送局の置局

##### ア. 中波放送

NHKについては、第1放送及び第2放送の2系統の放送の実施が可能となるようにしている。第1放送は報道、教育、教養、娯楽の各分野の番組を放送し、第2放送は教育番組を中心とした全国同一番組の放送を行うこととしている。民間放送については、主要な地域においては複数の放送が、その他の地域においては一の放送が可能となるようにしている。

周波数は、525kHzから1,605kHzの周波数帯を使用しているが、外国混信問題の解決のために50年11月、締結された国際協定の発効に伴い、53年11月23日、既設放送局493局のうち、467局が一斉に使用周波数の切替えを行った。

##### イ. 短波放送

NHKについては、国際放送の実施が可能となるようにし、民間放送については、1社に対し全国放送の実施が可能となるようにしている。

周波数は、3, 6, 7, 9, 11, 15, 17, 及び21MHz 帯の各周波数を使用している。

#### ウ. 超短波放送

NHKについては、全国1系統の放送の実施が可能となるようにし、民間放送については、東京、名古屋、大阪及び福岡の4地区において、超短波放送の特質を生かした放送の実施が可能となるようにしてきたところであるが、なるべく早い機会に民放超短波放送を全国的に行きわたらせる考え方のもとに53年12月、札幌、仙台、静岡及び広島の4地区に周波数割当てを行った。

周波数は、76MHz から 90MHz 帯の周波数を使用することとしている。

#### エ. テレビジョン放送

NHKの放送については、総合番組局の放送及び教育専門局の放送がそれぞれ全国的に可能となるようにしている。

民間放送については、次の放送が可能となるようにしている。

- ① 京浜広域圏、中京広域圏、京阪神広域圏、北海道、宮城県、広島県及び福岡県においては四つ以上の放送。ただし、京浜、中京及び京阪神の広域圏内の各県（東京都、愛知県及び大阪府を除く。）においては、その他に県の区域ごとに一つの放送
- ② 静岡県においては四つの放送。新潟県、長野県、熊本県及び鹿児島県においては三つの放送
- ③ 上記①及び②以外の地域においては、県の区域ごとに二つの放送（鳥取県及び島根県においては、これらを併せた地域で三つの放送）

周波数は、VHF 帯 12ch（第1～第12ch）、UHF 帯 50ch（第13～第62ch）合計 62ch を使用することとしている。

#### (2) 放送局の設置状況

53年度末現在における放送局の設置状況は第2—5—1表のとおりである。

第2-5-1表 放送局の設置状況

(53年度末現在)

区 別	N H K		民間放送		局数合計
	区 別	局 数	社 数	局 数	
中 波 放 送	第 1 放 送	173	48	179	493
	第 2 放 送	141			
	計	314			
短 波 放 送	国内放送	—	1	2	3
	国際放送	1	—	—	
	計	1	1	2	
超 短 波 放 送	—	474	4	7	481
テレビジョン放送	総合番組局	2,892	92	3,486	9,218
	教育専門局	2,840			
	計	5,732			
合 計		6,521	—	3,674	10,195

(注) 局数は中継局数を含む。

## 2 放送時間

## (1) N H K

53年度における中波放送、超短波放送及びテレビジョン放送事項別放送時間は、第2-5-2表、第2-5-3表及び第2-5-4表のとおりである。放送事項別の放送時間の比率を前年度と比較すると、中波放送及び超短波放送についてはほとんど変化はないが、テレビジョン放送については、番組改定等により若干の変化があった。

## (2) 民間放送

53年度における民間放送の1日当たりの放送時間は第2-5-5表のとおりであり、放送事項別放送時間比率は、第2-5-6表及び第2-5-7表のとおりである。

第 2—5—2 表 NHKの中波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

区 別	放 送 事 項	52 年 度			53 年 度		
		1 週間平 均放送時 間	放送時間 比 率	1 日当 たり平均放 送時間	1 週間平 均放送時 間	放送時間 比 率	1 日当 たり平均放 送時間
第 1 放 送	報 道	時間 分 54 58	41.1 %	時間 分 19 07	時間 分 54 28	40.8 %	時間 分 19 05
	教 育	3 53	2.9		3 54	2.9	
	教 養	41 40	31.1		39 05	29.3	
	娯 楽	33 16	24.9		36 07	27.0	
	計	133 47	100.0		133 34	100.0	
第 2 放 送	教 育	98 45	76.3	18 30	98 59	76.4	18 30
	教 養	16 21	12.6		15 31	12.0	
	報 道	14 24	11.1		15 01	11.6	
	計	129 30	100.0		129 31	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

第 2—5—3 表 NHKの超短波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

放 送 事 項	52 年 度			53 年 度		
	1 週間平 均放送時 間	放送時間 比 率	1 日当 たり平均放 送時間	1 週間平 均放送時 間	放送時間 比 率	1 日当 たり平均放 送時間
報 道	時間 分 18 12	14.4 %	時間 分 18 05	時間 分 18 14	14.4 %	時間 分 18 04
教 育	9 47	7.7		9 38	7.6	
教 養	58 29	46.2		57 16	45.3	
娯 楽	40 08	31.7		41 17	32.7	
計	126 36	100.0		126.25	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

また、各放送の種類ごとの放送番組のうち教育番組及び教養番組を合わせた時間比率は、ラジオ放送25.8%(前年同期25.4%)、テレビジョン放送36.8%(同37.4%)であって前年同期と大きな変化はなく、商業番組の占める比

第2-5-4表 NHKのテレビジョン放送番組の放送事項別放送時間及び比率

区別	放送事項	52年度			53年度		
		1週間平均放送時間	放送時間比率	1日当たり平均放送時間	1週間平均放送時間	放送時間比率	1日当たり平均放送時間
総合番組局	報道	時間 分 45 27	36.5%	17時間46分うち17時間44分がカラー放送	時間 分 46 08	37.2%	時間 分 17 44
	教育	19 49	15.9		19 39	15.8	
	養	30 12	24.3		29 27	23.7	
	娯楽	28 55	23.3		28 54	23.3	
	計	124 23	100.0		124 08	100.0	
教育専門局	教育	99 31	79.0	18時間00分うち17時間23分がカラー放送	99 28	78.9	18 00
	養	25 14	20.0		24 03	19.1	
	報道	1 16	1.0		2 31	2.0	
	計	126 01	100.0		126 02	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

第2-5-5表 民間放送のラジオ及びテレビの1日当たりの放送時間

区別	53年第1期(1月~3月)		54年第1期(1月~3月)	
	ラジオ	テレビ	ラジオ	テレビ
1日当たり平均放送時間	時間 分 23 29	時間 分 17 21	時間 分 22 02	時間 分 17 24
1日当たり最高放送時間	23 54	21 12	23 41	20 29
1日当たり最低放送時間	17 00	4 58	17 09	5 20

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社、テレビジョン放送の合計91社の平均である。

率も前年同期と大きな変化はない。

なお、広告主の産業別比率は第2-5-8表のとおりであって、前年同期と大きな変化がなく、ラジオ放送及びテレビジョン放送とも製造業が最高位を占めている。

第 2—5—6 表 民間放送のラジオ放送番組の放送事項別放送時間比率

放送事項	53年第1期(1月～3月)			54年第1期(1月～3月)		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
報道	14.1	11.0	13.3 (5.3)	14.0	10.2	13.1 (5.0)
教育	5.8	3.4	5.3 (7.2)	6.0	3.3	5.4 (7.8)
教養	20.9	17.6	20.1 (30.2)	21.4	17.2	20.4 (29.1)
娯楽	16.9	17.3	17.0	16.1	19.6	16.9
音楽	39.1	49.1	41.5 (57.0)	39.6	48.5	41.7 (57.8)
スポーツ	1.8	0.9	1.5	1.3	0.5	1.2
広告	1.1	0.2	0.9	1.3	0.2	1.0
その他	0.3	0.5	0.4 (0.3)	0.3	0.5	0.3 (0.3)
計	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0	100.0	100.0 (100.0)
商業・自主番組の比率	76.1 (54.2)	23.9 (45.8)	100.0 (100.0)	76.6	23.4	100.0 (100.0)

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 1. 中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社の平均である。

2. 「商業番組」とは、放送番組のうち広告主に売られている番組をいい、「自主番組」とは、その他の番組をいう。

3. 「全放送番組」の欄及び「商業・自主番組の比率」の欄における( )内は、超短波放送の4社平均の再掲である。

### 3 放送の受信状況

NHKが53年11月に行った全国視聴率調査によれば、テレビジョン放送(NHK及び民間放送)に対する国民の接触率(テレビジョン放送を少しでも見た人の割合)は、平日93%でほとんどの国民が何らかの形でテレビジョン放送を見ていることを示している。また、視聴時間は平日1日平均3時間37分となっている。一方、ラジオ放送に対する国民の接触率は平日32%であり、テレビジョン放送に比較して国民の接触率は低く、聴取時間も少ないが、ラジオ放送は視聴者態様の変化に対応することによって、安定した聴取状況

第2—5—7表 民間放送のテレビジョン放送番組の放送事項別放送時間比率

放送事項	53年第1期(1月～3月)			54年第1期(1月～3月)		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
	%	%	%	%	%	%
報道	11.5	14.9	11.9	12.3	15.4	12.7
教育	12.3	13.1	12.4	12.7	12.2	12.6
教養	25.2	23.2	25.0	24.4	23.0	24.2
娯楽	47.4	43.1	46.8	47.6	43.0	47.0
スポーツ	2.9	2.1	2.8	2.5	3.2	2.6
広告	0.5	1.0	0.6	0.4	0.8	0.5
その他	0.2	2.6	0.5	0.1	2.4	0.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
商業・自主番組の比率	87.0	13.0	100.0	86.1	13.9	100.0

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 1. テレビジョン放送の合計91社の平均である。

2. 「商業番組」とは、放送番組のうち広告主に売られている番組をいい、「自主番組」とは、その他の番組をいう。

を保っている(第2—5—9表及び第2—5—10表参照)。

NHKの受信契約数は第2—5—11表のとおり逐年増加し、53年度末現在普通契約310万317件、カラー契約2,529万3,365件、合計2,839万3,682件となっている。

#### 4 テレビジョン放送の難視聴解消

##### (1) 難視聴の現状

###### ア. 辺地におけるテレビジョン放送の難視聴

現在、全国的にほとんどの地域で放送が受信できるようになっているが、一部の地域において、既設のテレビジョン放送局の送信アンテナから遠隔の地にあるためあるいは自然地形によって電波がさえぎられるためテレビジョン放送の良好な受信が困難な状態にある。このような状態を通常辺地難視聴といっている。



第2—5—8表 広告主の産業種別放送時間比率

分 類	53年第1期 (1月～3月)		54年第1期 (1月～3月)	
	ラジオ	テレビ	ラジオ	テレビ
農 林 漁 業	0.3%	0.4%	0.2%	0.6%
鉱業・建設業	1.0	1.5	1.1	1.6
製 造 業	52.2	63.9	53.3	64.8
	調味料	3.0	1.7	3.2
	飲 食	4.9	6.6	6.5
	の 他	5.1	14.6	5.9
	印刷	5.0	0.7	5.5
	繊維	1.8	2.0	1.7
	織物	1.4	6.2	1.4
	医 薬	2.5	12.1	2.3
	石 け	0.6	1.1	0.7
	肥料	5.4	0.1	4.7
	機 械	16.6	11.2	17.6
	そ の 他	7.5	6.3	7.0
	料 品	1.4	3.0	1.7
	品 版	4.9	6.6	4.8
	製 品	5.1	14.6	5.9
	の 製	5.0	0.7	5.5
	品 品	1.8	2.0	1.7
	品 品	1.4	6.2	1.4
	粧 製	2.5	12.1	2.3
	品 品	0.6	1.1	0.7
	品 品	5.4	0.1	4.7
	ト 具	16.6	11.2	17.6
	具 品	7.5	6.3	7.0
	の 製			
商 業		24.4	15.7	23.9
	百貨	2.2	2.0	2.1
	の 他	22.2	13.7	21.8
	の 商			
	店 業			
金 融 ・ 保 險 業		2.2	2.1	2.3
	金 融	1.8	1.0	1.8
	・ 証	0.4	1.1	0.5
	券 險			
運 輸 ・ 通 信 ・ そ の 他 の 公 益 事 業		4.3	2.2	3.8
	運 公	2.5	1.0	2.2
	益 事	1.2	0.9	1.2
	の 輸	0.6	0.3	0.4
	業 他			
サ ー ビ ス 業		12.6	6.9	12.1
	映 画	0.9	0.8	0.9
	教 育	1.7	0.3	1.9
	非 営	2.4	0.6	2.4
	利 代	1.7	0.6	1.5
	の 理	1.0	1.7	0.7
	の 他	4.9	2.9	4.7
	業 館			
公 務		1.4	2.8	1.7
そ の 他 の 産 業		1.6	4.5	1.6
計		100.0	100.0	100.0

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社、テレビジョン放送の合計91社の平均である。

第2-5-9表 テレビ・ラジオ接触者率の変化

(全国、7歳以上の国民)

調査年月	51. 6	51. 11	52. 6	52. 11	53. 6	53. 11
テレビ	平日	92%	91%	92%	93%	93%
	日曜	93	94	92	93	93
ラジオ	平日	33	27	31	31	32
	日曜	23	22	23	23	24

「全国視聴率調査」(NHK)による。

第2-5-10表 テレビ・ラジオ平均視聴時間量

(全国、7歳以上の国民)

区別	調査年月	午前	午後	夜間	1日	
		時間分	時間分	時間分	時間分	
テレビ	平日	52. 11	44	48	2 5	3 36
		53. 11	45	48	2 4	3 37
	日曜	52. 11	46	1 14	2 10	4 10
		53. 11	50	1 14	2 18	4 21
ラジオ	平日	52. 11	18	16	10	43
		53. 11	17	16	10	42
	日曜	52. 11	13	11	8	32
		53. 11	13	11	7	30

「全国視聴率調査」(NHK)による。

(注) 午前 6:00~12:00 (ラジオについては午前 5:00~12:00), 午後 12:00~18:00, 夜間 18:00~24:00

53年度末現在の全国の辺地難視聴世帯数は、NHK については約 56 万世帯、民間放送については約 144 万世帯と推定される。

イ. 都市におけるテレビジョン放送の受信障害

近年、都市においては中高層建築物、高架鉄道、高架道路、送電線等によりテレビジョン放送電波がさざぎられたり、反射したりすることが原因となって、画面にスノー・ノイズと呼ばれる細いはん点が現れたり、ゴーストと呼ばれる多重像が現れる現象が生じている。

第2-5-11表 NHKの受信契約者数の推移

年 度 末	普通契約者数	カラー契約者数	計
47	8,802,517	15,630,946	24,433,463
48	6,589,370	18,335,615	24,924,985
49	5,209,702	20,543,694	25,753,396
50	4,282,310	22,262,448	26,544,758
51	3,749,433	23,309,448	27,058,881
52	3,345,790	24,427,429	27,773,219
53	3,100,317	25,293,365	28,393,682

(注) 「普通契約」とは、テレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約をい  
い、「カラー契約」とは、テレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約  
をいう。

このように都市化の進展に伴い、中高層建築物等様々の原因によりテレビ  
ジョン放送の映りが悪くなる現象を都市受信障害といっている。

53年度末現在、都市受信障害世帯数は全国で約54万世帯と推定されてい  
る。

## (2) 難視聴の解消

### ア. 辺地難視聴の解消

辺地難視聴については、中継局及び共同受信施設の設置により措置してい  
る。50年度から設置が始まった極微小電力テレビジョン放送局(ミニサテ)  
の普及、NHK、民間放送による放送局の共同建設の推進、NHKによる共

第2-5-12表 NHKの年度別辺地難視聴解消措置状況

年 度	中継局設置地区数	共同受信施設設置数
46	220	1,000
47	220	1,010
48	222	1,010
49	199	900
50	202	800
51	199	900
52	200	900
53	199	900

第2-5-13表 民間放送の年度別中継局設置状況

年 度	46	47	48	49	50	51	52	53
中 継 局 建設局数	170	144	191	199	212	336	499	626

同受信施設の設置等により辺地難視聴の解消が進められている。NHK及び民間放送の年度別措置状況は、第2-5-12表及び第2-5-13表のとおりである。

しかしながら今後は、1施設当たりの対象世帯数が少なくなるケースが多くなること、また従前に設置した施設の更改の時期になってきていることもあって、技術的、経済的に種々の困難な問題の生じることが予想される。

この点をも勘案し、53年度は、微小電力テレビジョン放送局の低廉化を図るための研究開発、ミニサテに関する申請手数料の低減、ミニサテを新たに型式検定対象機器とする等難視聴解消のための施策を講じてきた。更に54年度においては、辺地共同受信施設の建設費に対する国庫補助制度を導入することとしている。

#### イ. 都市受信障害の解消

都市受信障害は、高層建築物の増加、特に超高層建築物の出現により大規模化の様相を呈してきている。

郵政省は「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」を策定し、建築主、受信者等の当事者が受信障害解消について協議する際の当面の基本的な考え方を明らかにして、当事者間に紛争が生じないよう指導を行ってきた。また、受信障害の解消の手段としては、主として有線による共同受信施設が利用されてきたが、受信障害の態様によっては、SHF帯の周波数による放送が有効であるので、SHFテレビジョン放送局の免許方針等を策定し、これにより受信障害の解消に有線のみでなく無線も活用できる途を開いた。

一方、地方公共団体においても受信障害の予防と解消に関する条例、指導要綱を策定するものが増えてきている。

以上の経過を通じ、最近では受信障害の多くは当事者間の協議により解消されているが、解消のための施設の設置費用は、ほぼ建築主が負担していると認められる。

しかしながら、当事者間の協議には解決までに多大の労力と時間を要すること、受信障害解消施設の維持管理の在り方等多くの問題がある。

これらの問題を解決するため、関係者の受信障害解消の方法を明らかにし、受信障害解消の方策を制度化することが要望されている。

このため、郵政省は53年度において省内に部外学識経験者からなる「テレビジョン放送の受信障害に関する調査研究会議」を設置し、制度的解消の具体策の検討を行う一方、部外専門家と共同で受信障害の認定基準策定のための研究を行った。

## 5 放送大学の創設

放送大学の創設については、放送の教育的機能の発揮の見地から教育に対する国民の強い要望にこたえ大学教育を受ける機会を広く国民各層に提供するため、放送大学の検討について44年10月、郵政、文部両大臣から閣議報告が行われ、これが決定されて以来、郵政省は放送大学のために全国的に放送が可能となるようテレビジョン放送1系列、FM放送1系列の周波数を確保するとともに、文部省と緊密な連絡をとりながら検討を進めてきた。

この間、文部省に設置された「放送大学（仮称）設置に関する調査研究会議」は、49年3月、放送大学の目的、教育内容、教育方法、設置形態、管理運営組織等に関する基本的な構想を盛りこんだ「放送大学（仮称）の基本構想」をとりまとめ、翌50年12月、同じく文部省に設置された「放送大学創設準備に関する調査研究会議」は、先にとりまとめられた基本構想を更に具体化したものとして「放送大学の基本計画に関する報告」をとりまとめた。53年度においては、国立学校設置法の一部が改正され、国立大学共同利用機関としての「放送教育開発センター」が設立され、放送利用の大学教育に関する内容方法等の研究開発を行うとともに、あわせて、放送大学創設準備の推

進が図られてきた。

こうした経緯を踏まえ、放送大学の設置主体であり、かつ大学教育のための放送局の開設主体でもある特殊法人放送大学学園を設立するための放送大学学園法案が54年2月、第87回通常国会に提出された。

この法律案については、特殊法人放送大学学園に関し、その目的、資本金、組織、業務、大学の組織、財務会計、監督等に関する規定を設けるとともに放送法についても放送大学学園の行う放送業務を実施するにあたり最少限必要な点について、本法案の附則により一部改正することとされていたが、審議未了となり成立するに至らなかった。

当省としては、大学教育のための放送の普及発達を図る観点から、文部省等関係方面と緊密な連絡を保ちながら放送大学学園の設立に遺漏のないよう対処することとしている。

## 6 多重放送

多重放送は、既存のテレビジョン放送又は超短波放送（FM放送）の電波を使用して新たに音声放送、文字情報放送、静止画放送及びファクシミリ放送を同時に送信できる新しい放送形態であって、国民の情報需要にこたえるとともに、有限である電波の効率的使用を図るための一方策として、近年、広く国民一般から強い関心が寄せられている。

郵政省は、多重放送の利用に伴う諸問題の調査研究を行うため、49年7月、学識経験者11名からなる「多重放送に関する調査研究会議」を設置したが、51年12月、同調査研究会議から2年5か月にわたる調査結果を取りまとめた報告書の提出を受けた。

これを受けて、同報告書において指摘されている諸問題について行政的観点から鋭意検討を行い、53年9月、技術的、制度的に問題の少ないテレビジョン音声多重放送の補完的利用（ステレオホニック放送、2か国語放送）についてこれを試験的に実施することとし、テレビジョン音声多重放送の実用化試験局に関する免許方針を策定するとともに、関係省令等の改正を行った。

その結果、54年3月末までにNHK（東京及び大阪の総合番組局）及び民放10社が実用化試験局として免許を受け、これを実施しているところである。

また、文字情報放送については、53年12月、技術的方式の基本について電波技術審議会から中間答申があったが、送信の技術基準の細部についても引き続き審議が行われる予定である。

その他の多重放送についても鋭意検討を進めているところである。

## 7 国際放送

国際放送には、郵政大臣の命令による国際放送とNHKの業務としての国際放送とがあり、NHKはこれらを一体として行っている。

放送番組は、ニュース等報道番組が約64%でその大半を占め、次いで国情紹介番組が約30%となっている。使用周波数帯は6、7、9、11、15、17及び21MHz帯である。

53年度における国際放送の実施状況の概要は次のとおりである。

### (1) 放送区域

#### ア. 地域向け放送 (18)

欧州、欧州(ロシア)、北米東部、北米西部、中米、アフリカ、中東・北アフリカ、南米、ハワイ、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、豪州・ニュー・ジーランド、東南アジア、南西アジア、比島・インドネシア、東アジア、朝鮮

#### イ. 一般向け放送

世界全区域

### (2) 放送時間 (1日延べ37時間)

地域向け放送延べ23時間30分、一般向け放送13時間30分である。

### (3) 使用語 (21)

英語、ドイツ語、フランス語、スウェーデン語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、インドネシア語、マレー語、タイ語、ビ

ルマ語、ヴィエトナム語、ヒンディ語、ウルドゥ語、ベンガル語、アラビア語、スワヒリ語、朝鮮語、日本語

#### (4) 中継放送の試行

欧州地域及び中東地域における受信状況の改善を図るため、53年6月25日から7月22日まで及び10月1日から10月21日まで、ポルトガル国のシネス送信所を利用して1日1時間一般向け放送の中継放送を試行した。

### 8 事業経営状況

#### (1) N H K

##### ア. 事業収支状況

53年度の収支決算は第2—5—14表のとおりである。これによると、53年度の経常事業収入は、2,141億円であり、前年度に比べ50億円の増加となっている。このうち、その大部分を占める受信料収入は、2,085億円で前年度に比べ48億円増であり、普通受信料収入は128億円、カラー受信料収入は1,957億円となっている。

一方、経常事業支出は、2,099億円であり、前年度に比べ196億円の増加となっている。この結果、経常事業収支においては、42億円の収支差金を計上した(第2—5—15表)。

##### イ. 資産、負債及び資本の状況

53年度末における貸借対照表の概要は第2—5—16表のとおりであり、その資産総額は1,886億円で、前年度末に比べ15億円の増加となっている。このうち、固定資産は1,394億円であり、前年度末に比べ33億円の増加となっている。このほか、流動資産は472億円で、19億円の減少、特定資産及び繰延勘定は20億円で、前年度末に比べ1億円の増加となっている。

負債総額は727億円、資産総額に対し38.5%で、前年度末に比べ19億円減少となっている。このうち、放送債券は179億円、長期借入金は185億円である。

また、資本総額は1,159億円であり、前年度末に比べ34億円の増加となっ



第2—5—14表 NHKの損益計算書

(単位：百万円)

区 別	52 年 度	53 年 度	増 △ 減
経 常 事 業 収 入	209,124	214,136	5,012
受 信 料	203,689	208,496	4,807
交 付 金 収 入	617	698	81
雑 収 入	4,818	4,942	124
経 常 事 業 支 出	190,359	209,914	19,555
給 与	69,975	75,921	5,946
国 内 放 送 費	48,343	55,747	7,404
国 際 放 送 費	1,181	1,307	126
営 業 費	26,252	28,625	2,373
調 査 研 究 費	2,353	2,564	211
管 理 費	23,989	26,643	2,654
減 価 償 却 費	15,089	16,638	1,549
財 務 費	3,177	2,469	△ 708
経 常 事 業 収 支 差 金	18,765	4,222	△ 14,543
特 別 収 入	297	453	156
特 別 支 出	1,104	1,256	152
事 業 収 支 差 金	17,958	3,419	△ 14,539

ている。これは当期事業収支差金を34億円計上したためである。

## (2) 民間放送

民間放送の収入は、主として企業の広告費に依存しているが、53年の広告業界は、年間を通して吹き荒れた円高のあらしの渦中で輸出が後退したために、各業界はその分を国内市場の開発に重点を向けた。この結果、年間を通してみれば、しり上がりの回復基調をたどり、比較的堅調に推移したといえる。

広告費の国民総生産に占める割合は、45年以来年々減少傾向を示したが、51年以来若干ながら上昇の傾向にあるものの、なお1%に満たない状況であり、53年の広告費の総額は、1兆8,457億円と推計されている。

第2—5—15表 NHKの経常事業収支（決算額）の推移

（単位：百万円）

年度別	区 別	経常事業収入	経常事業支出	経常事業収支差金
43		79,154	77,265	1,889
44		84,799	83,174	1,625
45		92,062	90,548	1,514
46		100,986	100,593	393
47		109,979	110,545	△ 566
48		118,723	119,679	△ 956
49		125,786	129,834	△ 4,048
50		131,374	149,344	△ 17,970
51		191,505	170,215	21,290
52		209,124	190,359	18,765
53		214,136	209,914	4,222

第2—5—16表 NHKの貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	52年度末	53年度末	増 △ 減
<b>（資産の部）</b>			
流 動 資 産	49,085	47,194	△ 1,891
固 定 資 産	136,155	139,406	3,251
特 定 資 産	1,652	1,786	134
繰 延 勘 定	184	174	△ 10
資 産 の 部 合 計	187,076	188,560	1,484
<b>（負債及び資本の部）</b>			
流 動 負 債	25,943	27,718	1,775
固 定 負 債	48,671	44,961	△ 3,710
（ 負 債 合 計 ）	(74,614)	(72,679)	(△ 1,935)
資 本	75,000	75,000	0
積立金△繰越欠損金	19,504	37,462	17,958
当 期 事 業 収 支 差 金	17,958	3,419	△ 14,539
（ 資 本 合 計 ）	(112,462)	(115,881)	(3,419)
負 債 及 び 資 本 合 計	187,076	188,560	1,484

第2-5-17表 国民総生産と

年 度	国民総生産		ラジオ収入		テレビ
	金額(A)	指 数	金額(B)	指 数	金額(C)
31	99,509	100	131	100	35
32	112,489	113	157	120	68
33	117,850	118	159	121	118
34	136,089	137	161	123	264
35	162,070	163	170	130	406
36	198,528	200	170	130	589
37	216,595	218	159	121	698
38	255,921	257	161	123	898
39	296,619	298	160	122	1,042
40	329,816	331	148	113	1,083
41	388,728	390	170	130	1,257
42	458,768	461	202	154	1,532
43	545,768	548	247	189	1,728
44	645,136	648	316	241	2,185
45	755,239	759	398	304	2,660
46	831,660	836	432	330	2,858
47	968,837	974	499	381	3,307
48	1,172,579	1,178	606	463	4,018
49	1,392,193	1,399	666	508	4,413
50	1,531,263	1,539	711	543	4,783
51	1,717,356	1,726	816	623	5,750
52	1,914,263	1,924	936	715	6,395
53	2,106,359	2,117	1,055	805	7,224

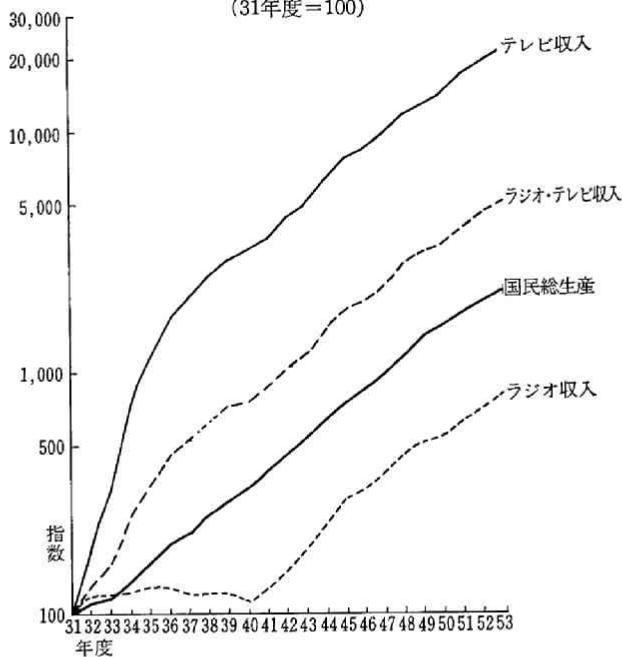
- (注) 1. 53年度の国民総生産は、経済企画庁が54年8月に発表した速報値である。  
 2. ラジオ収入及びテレビ収入は、日本民間放送連盟資料による。  
 3. 39年度以前の国民総生産は、旧国民経済計算体系による。

## ラジオ・テレビ収入の推移

(単位：億円)

収入 指 数	ラジオ収入・テレビ収入合計		B/A	C/A	D/A
	金額(D)	指 数			
100	166	100	0.13%	0.04%	0.17%
194	225	136	0.14	0.06	0.20
337	277	167	0.13	0.10	0.24
754	425	256	0.12	0.19	0.31
1,160	576	347	0.10	0.25	0.36
1,683	759	457	0.09	0.30	0.38
1,994	857	516	0.07	0.32	0.40
2,566	1,059	638	0.06	0.35	0.41
2,977	1,202	724	0.05	0.35	0.41
3,094	1,232	742	0.04	0.33	0.37
3,591	1,427	860	0.04	0.32	0.37
4,377	1,734	1,045	0.04	0.33	0.38
4,937	1,975	1,190	0.05	0.32	0.36
6,243	2,501	1,507	0.05	0.34	0.39
7,600	3,058	1,842	0.05	0.35	0.40
8,166	3,290	1,982	0.05	0.34	0.40
9,449	3,806	2,293	0.05	0.34	0.39
11,480	4,624	2,786	0.05	0.34	0.39
12,609	5,079	3,060	0.05	0.32	0.36
13,666	5,494	3,310	0.05	0.31	0.36
16,429	6,566	3,955	0.05	0.33	0.38
18,271	7,331	4,416	0.05	0.33	0.38
20,640	8,279	4,987	0.05	0.34	0.39

第2—5—18図 国民総生産とラジオ・テレビ収入の推移  
(31年度=100)



広告費のうちラジオ・テレビの電波媒体に投入される金額の総広告費に占める割合はわずかずつ上昇を続けたが、53年は広告媒体としての再評価が定着してきた新聞の広告費が高い伸びを示したため、若干減少し、40.3% (7,443億円) となった。しかし、テレビの占める広告費は35.4% (6,535億円) であり、新聞の占める広告費30.9% (5,702億円) を大きく上回った。

国民総生産とラジオ収入及びテレビ収入との関係は、第2—5—17表及び第2—5—18図のとおりである。

53年度の民放全社の収支状況は、第2—5—19表のとおりであるが、総体的に営業収入が活発な広告需要に支えられて堅調な伸び(13.0%)を示したのに比して、営業費用の伸び(11.9%)が小さかったことにより、純利益は23.1%と大きく伸びた。

民放108社中、4社が欠損を計上したが、前年度の9社に比べて、大幅に減少した。

また、108社中、53年度配当を行った会社は89社であり、このうち新たに配当を始めた会社はVHFテレビジョン放送単営社1社である。

なお、53年度の配当状況は第2—5—20表のとおりである。

第2—5—19表 民間放送事業者の収支状況

(単位：百万円)

事業別	項目	営業 収 入	営業外 収 入	計	営 業 費 用	営業外 費 用	計	利 益
中波放送 テレビジョン放	兼営社	338,358	8,849	347,207	295,119	9,015	304,134	43,073
	VHFテレビ ジョン放送 兼営社 (34社)	333,418	8,666	342,084	290,379	8,837	299,216	42,868
	UHFテレビ ジョン放送 兼営社 (2社)	4,940	183	5,123	4,740	178	4,918	205
テレビジョン 放		459,912	9,666	469,578	397,183	12,518	409,701	59,877
	VHFテレビ ジョン放送 単営社 (14社)	348,503	7,407	355,910	306,663	8,642	315,305	40,605
	UHFテレビ ジョン放送 単営社 (41社)	111,409	2,259	113,668	90,520	3,876	94,396	19,272
中波放送 短波放送 超短波放送	単営社	53,245	1,460	54,705	46,994	1,227	48,221	6,484
	中波放送単営社 (12社)	39,552	1,161	40,713	36,032	1,134	37,166	3,547
	短波放送単営社 (1社)	4,144	150	4,294	3,637	53	3,690	604
	超短波放送単営社 (4社)	9,549	149	9,698	7,325	40	7,365	2,333
合 計 (108社)		851,515	19,975	871,490	739,296	22,760	762,056	109,434

(注) 本表は、各民間放送事業者の54年3月期を最終とする最近の1か年間の収支状況を集計したものである。

第2—5—20表 民間放送事業者の配当状況

事業別	配当率(%)									計
	0	5	6	8	10	12	13	15	20	
中波放送・VHFテレビジョン放送兼営社					7	16	5	6		34
中波放送・UHFテレビジョン放送兼営社	2									2
VHFテレビジョン放送単営社					3	7	2	2		14
UHFテレビジョン放送単営社	11	1		4	12	11		1	1	41
中波放送単営社	6		1		2	3				12
短波放送単営社					1					1
超短波放送単営社				1	2	1				4
合 計	19	1	1	5	27	38	7	9	1	108

(注) 配当率は、普通配当のみである。

### 第3節 有線放送

#### 1 有線テレビジョン放送

年度別・規模別に見た有線テレビジョン放送施設数及び受信契約者数は、第2—5—21表のとおりである。

53年度末における有線テレビジョン放送施設数を規模別に見ると、その構成比は許可施設1.0%、業務開始届出施設58.5%、小規模施設40.5%となっている。引込端子数が501以上の大規模な有線テレビジョン放送施設の設置については郵政大臣の許可を要するが、許可施設数（廃止件数を除く。）は225施設（対前年度比15.4%増）である。引込端子数が51以上の施設及び引込端子数が50以下の施設で自主放送を行うものは、業務開始の届出を要するが、業務開始届出施設数（許可施設数を除く。）は、1万3,086施設（対前年度比16.5%）である。引込端子数が50以下の小規模施設でテレビジョン放送の同時再送信のみを行うものは、業務開始の届出を要せず有線電気通信法に基づく設備設置の届出を要するが、届出済みの小規模施設数は9,058施設（対前

第2-5-21表 年度別・規模別有線テレビジョン放送施設数及び受信契約者数

年度	区分	許可施設 (引込端子数 501以上)		業務開始届出施設 (引込端子数 500～51)		小規模施設 (引込端子数 50以下)		計	
		施設数	受信契約者数	施設数	受信契約者数	施設数	受信契約者数	施設数	受信契約者数
48		149	170,000	6,500	890,000	5,000	105,000	11,649	1,165,000
49		156	186,000	7,514	940,000	6,000	118,000	13,670	1,244,000
50		170	217,000	8,634	984,000	7,000	126,000	15,804	1,327,000
51		181	240,419	9,986	1,244,785	7,193	207,385	17,360	1,692,589
52		195	268,156	11,231	1,450,976	8,086	231,715	19,512	1,950,847
53		225	356,336	13,086	1,705,664	9,058	252,426	22,369	2,314,426

- (注) 1. 引込端子数50以下の施設で自主放送を行うものは、小規模施設として計上せず、業務開始届出施設に含める。
2. 48年度から50年度までの業務開始届出施設、小規模施設の施設数及び受信契約者数は、推計による。

年度比12.0%増)である。

53年度末現在における有線テレビジョン放送施設数を都道府県別に見ると、第2-5-22表のとおりである。東京都、兵庫県、北海道、愛知県、神奈川県、大阪府等が比較的多くなっているが、これは主として都市受信障害の解消手段としての有線テレビジョン放送に対する需要が多い地域であることによるが、兵庫県、北海道等では辺地難視聴の解消の必要があったことによるものと考えられる。

### (1) 許可施設

許可施設数の推移は、第2-5-23表のとおりである。53年度末現在における現存許可施設数は225施設であって、前年度末に比べ30施設(15.4%)の増加となっている。

最近における許可件数の増加傾向は顕著なものがあるが、その理由としては、都市における受信障害の急増に伴ういわゆる補償施設(高層建築物等人為的原因により発生した受信障害を解消するために、原因者負担の考え方に



第2—5—22表 都道府県別有線テレビジョン放送施設数

(53年度末現在)

都道府県別	許可施設	業務開始届出施設	小規模施設	計	都道府県別	許可施設	業務開始届出施設	小規模施設	計
北海道	13	391	511	915	滋賀	—	177	116	293
青森	—	77	80	157	京都	7	421	266	694
岩手	2	169	87	258	大阪	7	709	146	862
宮城	2	138	108	248	兵庫	19	977	536	1,532
秋田	—	148	75	223	奈良	1	136	150	287
山形	—	149	121	270	和歌山	4	234	228	466
福島	1	227	161	389	鳥取	—	109	134	243
茨城	1	164	49	214	島根	1	230	122	353
栃木	3	147	71	221	岡山	9	328	207	544
群馬	3	182	129	314	広島	5	438	233	676
埼玉	7	340	158	505	山口	2	266	197	465
千葉	5	431	135	571	徳島	7	159	174	340
東京	15	1,209	883	2,107	香川	3	41	15	59
神奈川	12	609	277	898	愛媛	2	289	328	619
山梨	10	139	104	253	高知	1	258	256	515
新潟	—	189	130	319	福岡	5	357	109	471
長野	7	311	304	622	佐賀	4	115	56	175
富山	—	51	67	118	長崎	2	235	80	317
石川	—	126	211	337	熊本	5	357	109	471
福井	1	130	201	332	大分	3	206	282	491
岐阜	5	397	278	680	宮崎	—	130	79	209
静岡	29	302	276	607	鹿児島	2	216	114	332
愛知	18	593	289	900	沖縄	2	59	36	97
三重	5	194	120	319	計	225	13,086	9,058	22,369

(注) 「業務開始届出施設」は、有線テレビジョン放送法第12条の規定による業務開始の届出がなされたものである。許可施設数は業務開始届出施設数に含まれていない。

基ついて、ビル建築主等の原因者が設置した施設)の増加及び大型化、住宅団地等の附帯施設としての導入、放送番組の多様化や地域社会情報に対する地域住民の要望の高まり、法令の周知徹底、有線テレビジョン放送発達普及施策の推進等を挙げることができる。

第2-5-23表 年度別有線テレビジョン放送許可施設数

区分 \ 年度別	48	49	50	51	52	53	累 計
許 可 件 数	149	10	16	14	22	34	245
廃 止 件 数	—	3	2	3	8	4	20
施 設 数	149	156	170	181	195	225	—

第2-5-24表 運営主体別・規模別有線テレビジョン放送許可施設数  
(53年度末現在)

運 営 主 体	施設の規模 (引込端子数)						計	構成比 (%)
	501 ~ 1,000	1,001 ~ 2,000	2,001 ~ 3,000	3,001 ~ 5,000	5,001 ~ 10,000	10,001 以上		
営 利 法 人	12	21	8	6	6	2	55	24.4
任 意 団 体	75	37	5	2	1	1	121	53.8
地 方 公 共 団 体	6	2	3	5	—	—	16	7.1
特 殊 法 人	1	1	1	—	—	—	3	1.3
公 益 法 人	5	8	1	4	2	—	20	9.0
農 協 等 協 同 組 合	3	1	2	—	—	1	7	3.1
個 人	2	1	—	—	—	—	3	1.3
計	104	71	20	17	9	4	225	100.0

許可施設の規模、運営主体及び業務の状況は、次のとおりである。

ア. 施設の規模及び運営主体

施設の規模別に見た許可施設の設置運営主体の状況(53年度末現在)は第2-5-24表のとおりである。

運営主体別では、任意団体(受信者組合)の施設が121で最も多く、全体の53.8%を占め、以下営利法人、公益法人、地方公共団体、農協等協同組合、特殊法人、個人の順となっている。

最近の傾向として、大都市・地方都市・農村・住宅団地等の地域社会の区別、施設設置の目的などにより、施設の運営主体が次第に多様化しつつあ

る。これは、有線テレビジョン放送がその地域社会の自然的・経済的・社会的・文化的諸事情を反映した個性ある情報メディアであることを示しているものである。

ここ6年間における運営主体別許可施設数の構成比率の推移を見ると、任意団体が66.4%から53.8%に、個人が4.0%から1.3%に減少したのに対し、営利法人が18.1%から24.4%に、地方公共団体が4.7%から7.1%に、公益法人が2.7%から9.0%に増加している。

施設の規模別では、大都市における受信障害解消のためのいわゆる補償施設や区域外送信（番組の多様化）を主目的として営利法人により運営される施設の中に大規模なものがある。

#### イ. 業務の内容

有線テレビジョン放送の業務内容別に見た許可施設数は、第2—5—25表のとおりである。その大部分はテレビジョン放送の同時再送信のみを行うものであるが、自主放送を行うものも徐々に増加しつつある。

第2—5—25表 業務別有線テレビジョン放送許可施設数

(53年度末現在)

区 別	施 設 数	構 成 比 (%)
同 時 再 送 信	194	86.2
同 時 再 送 信 と 自 主 放 送	28	12.5
自 主 放 送	3	1.3
計	225	100.0

同時再送信業務を行う施設を目的別に見ると、第2—5—26表のとおりである。辺地難視聴及び都市受信障害の解消を目的とするものが多いが、番組の多様化を目的とするものもかなりある。

#### ウ. 自主放送

許可施設のうち自主放送を行っているものは、53年度末現在で31施設(13.8%)となっているが、このうち28施設は、同時再送信業務と併せて自主放送

第2-5-26表 同時再送信業務の目的別有線テレビジョン放送許可施設数

(53年度末現在)

区 別	施設数	構成比(%)
難視聴解消	131	59.0
難視聴解消と番組多様化	46	20.7
番組多様化	42	18.9
その他	3	1.4
計	222	100.0

- (注) 1. 「難視聴解消を目的とするもの」とは、当該有線テレビジョン放送施設区域をその放送区域内としているテレビジョン放送が、地形や高層建築物等によって良好な受信が困難となっているために、有線テレビジョン放送施設により当該テレビジョン放送を同時再送信するもの（いわゆる区域内再送信）である。
2. 「番組多様化を目的とするもの」とは、地元のテレビジョン放送のチャンネル数が少ないために、当該有線テレビジョン放送施設区域をその放送区域内としていない遠方のテレビジョン放送事業者の放送を受信して同時再送信するもの（いわゆる区域外再送信）である。
3. 「その他」とは、住宅団地の美観確保を目的とするもの等である。

を行っているものである。また、有線テレビジョン放送施設者（施設の設置について許可を受けた者）から施設の提供を受けて（いわゆるチャンネルリース）自主放送を行っている有線テレビジョン放送事業者は5事業者である。

特色ある自主放送を行っている許可施設の事例としては、都心部のホテルやマンションの外国人を主な対象に英語放送を行うもの、地域の中・小学校をCATVシステムに組み込み視聴覚教育の一環として学校放送を行うもの、CATVの多目的利用に関する開発調査実験を行うもの、離島対策として放送番組の多様化を図るため東京の民放番組のビデオテープを空輸して放送するもの、コミュニケーター制度を導入し市民がボランティア活動的に放送番組の企画・制作に参加するもの、各種情報の計画的提供により農業生産の近代化及び農村社会の生活環境の向上を目的とするもの等がある。

自主放送番組の一般的な内容としては、地方公共団体や農業協同組合から

の広報、地域社会のニュース、ショッピング情報、市町村議会中継、地域住民参加番組、テレビジョン放送番組の再放送等がある。

### エ. 料 金

有線テレビジョン放送役務の料金としては、契約料（加入金）及び利用料（維持管理費）を徴収しているのが一般的であるが、施設の設置運営主体、設置目的及び規模によって料金額が異なる傾向を示している。営利事業として番組の多様化のための区域外再送信を行う施設に比較的高額料金のものが見られるのに対し、都市におけるいわゆる補償施設では、契約料は無料、利用料は無料又は比較的低額のもの一般的である。

許可施設のうち料金を徴収するものについて見ると、契約料は、1万円を超え3万円までのものが最も多く、次いで1万円以下のもの、3万円を超え4万円までのもの、4万円を超え5万円までのものの順となっており、利用料は、200円を超え500円までのものが最も多く、次いで200円以下のもの、500円を超えるものの順となっている。

また、これらの施設のうち、営利を目的とした施設では、契約料は2万円を超え3万円までのもの、利用料は800円を超えるものが最も多くなっている。

なお、契約料の最も高額なものは6万5千円であるが、契約料を徴収する施設の77.9%は3万円以下となっている。利用料は、高額な施設では月額2,000円以上を徴収するものもあるが、利用料を徴収する施設の82.2%が500円以下である。

## (2) 業務開始届出施設

53年度末現在における業務開始届出済みの有線テレビジョン放送施設数（許可施設数を除く。）は1万3,086施設であって、前年度に比べ1,855施設（16.5%）の増加となっているが、特に建築物の高層化や宅地開発が進んでいる東京、横浜、千葉、大宮、名古屋、大阪及びその周辺の地域、山陽新幹線が建設された地域等における増加の傾向が著しい。

その運営主体及び業務の状況は、次のとおりである。

### ア. 運営主体

業務開始届出施設設置運営主体の大半は、受信者によって構成された任意団体であるが、それらの任意団体の半数以上は、辺地難視聴の解消のためにNHKと地元受信者組合が共同で施設を設置運営しているものである。

### イ. 業務の内容

業務の内容を見ると、53年度末現在で同時再送信のみを行うもの1万3,061施設(99.81%)、同時再送信と自主放送を行うもの11施設(0.08%)、自主放送のみを行うもの14施設(0.11%)となっており、テレビジョン放送の難視聴の解消を目的とするものが大部分である。

### ウ. 料 金

料金を徴収するものについて見ると、契約料2万円以下のものが多く、また、利用料は月額200円以下のものが多い。

なお、都市におけるいわゆる補償施設を任意団体が管理運営しているものにあつては、契約料は無料、利用料は無料又は月額200円以下としているものが多い。

## 2 有線ラジオ放送

53年度末における有線ラジオ放送施設数は、8,115施設であつて前年度末に比べ183施設(2.3%)の増となっている。都道府県別の施設数は、第2—5—27表のとおりである。また、最近5年間の年度別に見た有線ラジオ放送施設数の推移は、第2—5—28表のとおりである。

有線ラジオ放送業務は、共同聴取業務(ラジオ放送を受信して再送信するもの)、告知放送業務(ラジオ放送以外の音声その他の音響を送信するもの)及び街頭放送業務(道路、広場、公園等公衆が通行し又は集合する場所で、音声その他の音響を送信し、又はラジオ放送を受信して再送信するもの)に分類される。

告知放送業務としては、農山漁村において地域情報や農事関係ニュース等を放送するもの、この業務とラジオ放送の共同聴取業務を併せて行うもの、

第 2—5—27表 都道府県別有線ラジオ放送施設数

(53年度末現在)

都道府県別	施設数	都道府県別	施設数	都道府県別	施設数
北海道	175	長野	245	岡山	173
青森	167	富山	62	広島	416
岩手	122	石川	375	山口	168
宮城	75	福井	48	徳島	63
秋田	33	岐阜	67	香川	85
山形	72	静岡	161	愛媛	427
福島	53	愛知	153	高知	131
茨城	81	三重	281	福岡	280
栃木	54	滋賀	107	佐賀	103
群馬	91	京都	109	長崎	85
埼玉	152	大阪	178	熊本	233
千葉	112	兵庫	300	大分	60
東京都	446	奈良	143	宮崎	96
神奈川県	246	和歌山	269	鹿児島	589
山梨	42	鳥取	505	沖縄	75
新潟	102	島根	105	計	8,115

第 2—5—28表 年度別有線ラジオ放送施設数

年 度	49	50	51	52	53
施 設 数	7,650	7,552	7,731	7,932	8,115

以上の業務と電話業務を併せて行うもの、都市において飲食店等に音楽を放送するもの（有線音楽放送）がある。

53年度末における業務別の有線ラジオ放送施設数は、第 2—5—29表のとおりである。

第2-5-29表 業務別有線ラジオ放送施設数

(53年度末現在)

業 務 別		施 設 数	構 成 比 (%)
共 同 聴 取 業 務		42	0.5
告 知 放 送 業 務	① 農山漁村において地域情報や農 事関係ニュース等を放送するもの	3,784	46.6
	② ①とラジオ放送の共同聴取を併 せて行うもの	1,308	16.1
	③ ②と電話業務を併せて行うもの	914	11.3
	④ 有線音楽放送を行うもの	586	7.2
街 頭 放 送 業 務		1,481	18.3
計		8,115	100.0